令和３年７月３０日

フレックスタイム制度の導入について（提案）

１　提案理由

公務におけるフレックスタイム制は、働き方改革の推進、特に育児・介護を行う職員への対応や、ワークライフバランスの充実による職員の意欲や士気の向上、効率的な時間配分による超過勤務の縮減が期待されるなど、公務能率の運営に資するものとして、平成28年度に国家公務員を対象に制度化されたところ。

本府においても、フレックスタイム制による柔軟な勤務時間制度を導入することで、育児や介護による時間的な制約を抱える職員が柔軟に働けるようにすることや、繁忙な時期に合わせた勤務時間を決められることによる長時間労働の是正等の課題解決に寄与するなど、職員が多様な働き方を実現できる環境を整備するため、以下のとおり提案する。

２　提案内容

(１)　対象職員　全職員とする。

　　　　　　　　ただし、短時間勤務職員、会計年度任用職員及び交代制勤務等業務上支障があると認められる職員を除く。

(２)　手続き　　職員からの申請に基づき、所属長が承認する。

(３)　勤務時間の割振り等

〇単位期間　　原則として、４週間で155時間の勤務時間を割り振る。

なお、職員からの申請に基づき、４週間未満の1～３週間単位での割り振りも可能とする。

〇フレキシブルタイム

　　　　　　始業は、７時から10時までの間で設定する。

　　　　　　　　　終業は、15時から22時までの間で設定する。

ただし、最長勤務時間は12時間までとする。※

〇コアタイム　原則として、10時から15時までをコアタイムとする。

最短勤務時間　５時間（休憩時間45分を含む）※

　　　　　　　　　※勤務時間は15分単位での設定とする。

（４）　育児・介護等の職員の特例

育児・介護等の事情を有する職員については、週休3日制とすることも可能とする。

３　実施時期

　　令和４年１月１日予定

（令和３年９月議会（前半）に勤務時間条例の改正案を提出予定）

４　協議期限

　　　令和３年８月２７日